

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

2011年1月1日に規格省令が改正されたことにより、消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、旧規格の消火器は2021年12月31日を過ぎると消火器として認められなくなりますので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

適応火災マークが文字で表示されている消火器や「設計標準使用期限」が書かれていない消火器は旧規格です。

詳しい見分け方は下記サイトからご確認ください。



〈リンク先：一般社団法人 日本消火器工業会〉

- ※1 ご家庭に任意で設置している消火器には交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。
- ※2 消防署では、消火器の販売・回収等を行っておりません。
処分の際は下記サイトを参考にしてください。



〈リンク先：一般社団法人 日本消火器工業会〉